



金 沢 市 公 報

第 2 8 8 3 号

平成28年(2016年)11月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○土地区画整理組合の事業計画の変更の認可について (市街地再生課)	6
●告 示		○土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧について (")	6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業の廃止について (障害福祉課)	1	○建築基準法の規定に基づく公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定について (建築指導課)	6
○児童福祉法の規定による医療機関の指定について (地域保健課)	1	○開発行為に関する工事の完了について (")	6
○市道の区域の変更について (道路管理課)	2	●教育委員会告示	
○道路の供用の開始について (")	2	○平成29年度金沢市立工業高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項 (市立工業高等学校)	7
●公 告		○消防局公告	
○認可地縁団体が所有する不動産の所有権の保存又は移転の登記について (市民協働推進課)	2	○消防車のサイレンの使用について (警 防 課)	11
○予防接種を行うことについて (2件) (健康政策課)	3		

告 示

●金沢市告示第309号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により告示します。

平成28年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	廃止年月日
1710103555	希望が丘 児童施設	金沢市小池町9の40番地	社会福祉法人希望が丘	金沢市小池町9の40番地	経過的生活介護 経過的施設入所支援	知的障害者	平成28年7月1日

●金沢市告示第310号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として次のとおり指定したので、同法第19条の19の規定により告示します。

平成28年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
とくひさ中央薬局	金沢市野町1丁目3番63号	平成28年10月1日

●金沢市告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成28年11月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成28年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	大 徳 7号 松 村 町 線	松 村 5 丁 目 37番 6先から	旧	7.4～7.5	23.0
		松 村 5 丁 目 38番 11先まで	新	7.5～7.7	23.0

●金沢市告示第312号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成28年11月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成28年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

路線名	区 間	供用開始日
大 徳 7号 松 村 町 線	松 村 5 丁 目 37番 6先から 松 村 5 丁 目 38番 11先まで	平成28年11月1日

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の38第1項の規定により認可地縁団体が所有する不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため当該不動産に係る同条第2項の公告を求める旨の申請があり、当該申請について相当と認めたので、同項の規定により次のとおり公告します。

なお、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者は、当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

平成28年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

(1) 名称

普正寺町町会

(2) 区域

町の名称	字	地 番
普正寺町	1	全域
	2	全域
	3	全域
	4	26番、44番、83番及び125番から128番（枝番を含む。）までを除く全域
	5	全域
	9	全域

(3) 主たる事務所

金沢市普正寺町1の47番地1

2 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産に関する事項

(1) 土地

地 目	面 積	所 在 地
保安林	6,958㎡	金沢市普正寺町9の5

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏 名 又 は 名 称	住 所
福田 太三郎	不詳
福島 長太郎	不詳
福島 仁三郎	不詳
福島 常太郎	不詳
田中 三太郎	不詳
村田 与三松	不詳
中島 与左工門	不詳
中島 八右工門	不詳
中島 佐次右工門	不詳
中島 与次兵衛	不詳
中島 仁三郎	不詳
中島 庄右工門	不詳
村田 宗兵衛	不詳
村田 権太郎	不詳
村田 五右工門	不詳
森田 小助	不詳
村本 宗太郎	不詳
浅井 仁助	不詳
高島 与三松	不詳
高島 平右工門	不詳
村本 五右工門	不詳

3 異議を述べることができる期間及び方法

(1) 期間

平成28年11月1日から平成29年3月1日まで

(2) 方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類を提出（郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。）

(3) 提出先

金沢市市民局市民協働推進課

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるA類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文及び第5条の規定により次のとおり公告します。

平成28年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻疹風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	別表のとおり
麻疹風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達す		

	る日の前日までの間にあるもの	
ジフテリア・百日せき・不活化ポリオ・破傷風第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	
ジフテリア・破傷風第2期	11歳以上13歳未満の者	
日本脳炎第1期	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって20歳未満のもの 平成19年4月2日から平成21年10月1日までの間に生まれた者であり、かつ、日本脳炎第1期の予防接種が終了していない者であって9歳以上13歳未満のもの	
日本脳炎第2期	9歳以上13歳未満の者 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって9歳以上20歳未満のもの	
麻しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	
麻しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの	
風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	
風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの	
結核（BCG）	生後3月から生後12月に至るまでの間にある者	
小児用肺炎球菌	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	
インフルエンザ菌b型	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者 生後12月から生後36月に至るまでの間にある者	
水痘		
B型肝炎	平成28年4月1日以後に生まれた者であって1歳に至るまでの間にあるもの	

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのあるもの
- (6) (1)から(5)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であつた間に予防接種を受けることができなかった場合

予防接種の対象者であつた者であつて、当該予防接種の対象者であつた間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で予防接種法施行令第1条の3第2項の厚生労働省令で定めるものにかつたことその他の同項の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。ただし、ジフテリア・百日せき・不活化ポリオ・破傷風第1期にあつては15歳に達するまで、結核（BCG）にあつては4歳に達するまで、小児用肺炎球菌にあつては6歳に達するまで、インフルエンザ菌b型にあつては10歳に達するま

での間にある場合に限る。

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
橋高 祐子 土岐 真	公立羽咋病院	羽咋市的場町松崎24番地

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるB類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成28年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
インフルエンザ	(1) 65歳以上の者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の2に規定する者	平成28年11月1日から 平成29年1月6日まで	別表のとおり
肺炎球菌感染症 (高齢者がかかるものに限る。)	(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、予防接種法施行規則第2条の3に規定する者	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた者
- (6) 肺炎球菌感染症に係る予防接種にあつては、当該疾病に係る法第5条第1項の規定による当該予防接種を受けたことのある者
- (7) (1)から(6)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であった間に予防接種を受けることができなかった場合

肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の定期の予防接種の対象者であった者であつて、当該予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で予防接種法施行令第1条の3第2項の厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の同項の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別な事情がなくなった日から起算して1年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
平川 祐希 藤本 由貴 大倉 徳幸	浅ノ川総合病院	金沢市小坂町中83番地
玉井 翔	金沢有松病院	金沢市有松5丁目1番7号
林 道子	金沢春日クリニック	金沢市元菊町20番1号

笠倉 尚人 高柳 昭	金沢西みなとクリニック	金沢市金石東1丁目4番11号
岩戸 雅之	南ヶ丘病院	金沢市馬替2丁目125番地
谷口 雅行 石井 孝佳	やわたメディカルセンター	小松市八幡イ12番地7
元雄 良治 安本 和生 葛西 傑	金沢医科大学病院	河北郡内灘町大学1丁目1番地

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のとおり公告します。

平成28年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

土地区画整理組合の名称	事業施行期間	施行地区	事務所の所在地	設立認可の年月日	変更の内容	変更認可の年月日
金沢市野田土地区画整理組合	平成11年3月1日から平成29年3月31日まで	金沢市野田町イ、ロ、カ、コ及び丙並びに大桑町井の全部並びに野田町へ、ト、チ、ル、ワ、タ、レ、ツ、ネ、ナ、ソ、ム、野田山及び大鞆山、野田町、長坂1丁目、長坂2丁目、長坂町丑並びに大桑町ノ、平、西ノ山及び中尾山の各一部	金沢市野田町ワ23番地1	平成11年3月1日	事業施行期間（変更前） 平成11年3月1日から平成29年3月31日まで（変更後） 平成11年3月1日から平成30年3月31日まで	平成28年10月21日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第21条第6項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供するとともに、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により、次のとおり公告します。

平成28年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

土地区画整理組合の名称	縦覧場所	縦覧時間
金沢市野田土地区画整理組合	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備局市街地再生課	午前9時から 午後5時45分まで

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定をしたので、同条第6項の規定により公告します。

平成28年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

公告認定対象区域の名称	公告認定対象区域	認定年月日
光ヶ丘県営住宅	金沢市光が丘1丁目172番、173番及び174番1	平成28年10月19日

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成28年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市諸江町下丁345番1及び345番4から345番8まで	金沢市八日市4丁目308番地 株式会社アイランドホーム 代表取締役 島畑 則子	道路 金沢市諸江町下丁345番1
金沢市笠舞本町2丁目488番1から488番9まで	金沢市八日市2丁目656番地 株式会社アド・ホーム 代表取締役 能村 徹	道路 金沢市笠舞本町2丁目488番8及び488番9

教育委員会告示

●金沢市教育委員会告示第11号

平成29年度金沢市立工業高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項を次のとおり定めます。

平成28年11月1日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

平成29年度金沢市立工業高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項

1 出願資格

次の(1)、(2)又は(3)を満たし、かつ、(4)に該当する者とする。ただし、出願時に高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程に在籍している者は、出願できない。

- (1) 平成29年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込み又は修了見込みの者
- (2) 中学校を卒業し、又は修了した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号に掲げる者
- (4) 志願者及び保護者が石川県内（以下「県内」という。）に居住する者又は入学までに県内に居住することとなる者

2 募集定員

募集定員は、次のとおりとする。

学 科	募 集 人 員
機 械 科	80人
電 気 科	40人
電 子 情 報 科	40人
建 築 科	40人
土 木 科	40人

3 出願手続

- (1) 入学志願者は、県内にある本校以外の公立の高等学校に併願することができない。ただし、本校の学科出願については、第2志望まで志願することができる。
- (2) 入学志願者は、所定の入学願書（以下「入学願書」という。）に入学検定手数料2,200円を添え、原則として在学又は出身の中学校校長（以下「中学校長」という。）を經由して本校校長に提出する。
- (3) 入学検定手数料は、現金をもって納入するものとする。
なお、郵送による出願を希望する場合は、簡易書留とし、入学検定手数料分の郵便局の定額小為替及び宛先を明記した返信用封筒（82円切手貼付）を同封し、期間内に必着で出願する。
- (4) 1の(2)に該当する者は、入学願書に出願資格確認書を添えるものとする。
- (5) 県外からの入学志願者及び1の(3)に該当する者は、入学願書に金沢市教育委員会が発行する入学志願許可書を添えるものとする。
- (6) 中学校長は、石川県教育委員会が定める調査書及び成績一覧表を本校校長に提出するものとする。

4 志願変更

(1) 志願の変更

入学願書の提出後に、他の公立高等学校又は本校に設置する他の学科に志願を変更しようとする者は、1回に限りその志願を変更することができる。ただし、第2志望のみの変更、追加及び取消しは、認めない。

(2) 志願変更手続

ア 志願変更を希望する者は、志願変更願を中学校長を経由して本校校長に提出し、入学願書及び入学検定手数料(現金)を取り下げ、志願変更証明書の交付を受け、新たに作成した入学願書に当該証明書及び入学検定手数料を添えて、変更先高等学校長に提出する。

なお、志願変更願を提出した者は、当該志願変更願に記入した変更先高等学校へ必ず出願手続をとらなければならない。

イ 本校に設置する他の学科に志願変更する場合も、アに準じて手続を行うこと。ただし、志願変更証明書に関する手続は、不要とする。

ウ 県外からの入学志願者等で、志願変更に関する手続のうち、中学校長において処理されるべき事項について、志願変更期間内にその処理が困難な場合は、入学志願者において直接志願変更の手続ができるものとする。

5 出願及び志願変更等の期間

(1) 入学願書受付期間

平成29年2月16日(木)から同月21日(火)まで。ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。また、郵送によるものは簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

なお、出願の特例措置については、11の(4)及び(5)によるものとする。

(2) 志願者数公表

平成29年2月21日(火)午後3時30分に、本校において行う。

(3) 志願変更期間(入学願書取下げ、変更出願)

平成29年2月24日(金)から同月28日(火)まで。ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。

(4) 調査書等の提出期間

平成29年2月28日(火)から同年3月2日(木)まで。

なお、(1)、(3)及び(4)についての受付時間は午前9時から午後4時までとし、平成29年2月21日(火)及び同月28日(火)の受付時間は午前9時から午後3時までとする。

6 入学者の選抜

入学者の選抜については、それぞれの学科の特色を配慮しつつ、その教育を受けるにふさわしい生徒の能力、適性等を評価して、次のとおり合格者を決定するものとする。

(1) 入学者の選抜は、中学校長から提出される調査書及び成績一覧表による内申等並びに本校において実施する学力検査等の結果を資料として行う。

なお、選抜に当たっては、当初からの入学志願者と志願変更による志願者とは同等に取り扱う。

(2) 調査書及び成績一覧表による内申と学力検査の結果との相互関係等を十分考慮して審査する。なお、面接の結果も十分参考にする。

7 調査書

調査書は、石川県教育委員会が定める様式により、中学校長がその責任において作成する。

8 自己申告書

中学校において、欠席日数が、いずれかの学年で年間30日以上のある者は、志願者本人の希望により、自己申告書を提出することができる。

なお、自己申告書は、志願者本人が記載し厳封の上、中学校長に提出し、中学校長は調査書等の書類とともに本校校長に提出することとする。

9 学力検査等

(1) 学力検査は、平成29年3月7日(火)及び同月8日(水)の両日、入学志願者の全員について本校において行う。

(2) 1日目には、国語、理科及び外国語(英語「聞くことの検査」を含む。)の3教科の学力検査を次の日程で実施する。

3月7日(火)	9:00～9:50	10:10～11:00	11:20～12:10
	国 語	理 科	英 語

*各教科100点満点

(3) 2日目には、社会及び数学の2教科の学力検査と面接を次の日程で実施する。

3月8日(水)	9:00～9:50	10:10～11:00	11:15～
	社 会	数 学	面 接

*各教科100点満点(面接を除く。)

10 合格者の発表

学科別合格者の発表は、平成29年3月15日(水)正午に、本校内において受検番号の掲示をもって行う。

11 通学区域及び県外からの出願

- (1) 本校の通学区域は、金沢市立工業高等学校の通学区域を定める規則(平成12年教育委員会規則第27号)の定めるところによるものとし、県内全域から出願することができる。
- (2) 県外からの入学志願者は、金沢市立工業高等学校学則(昭和33年教育委員会告示第2号)第17条第3項に定める入学志願特別事情具申書を平成29年1月6日(金)以後に金沢市教育委員会に提出して入学志願許可を受け、当該入学志願許可書を添えて入学願書受付期間中に本校へ出願手続を終えなければならない。
なお、この入学志願特別事情具申書には、中学校長の証明を受け、事由を証するに足る書類を添付しなければならない。
- (3) 福井県あわら市に在住する生徒で、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定によるあわら市教育委員会と石川県加賀市教育委員会との間の事務の委託に基づいて加賀市立錦城中学校に在学し、同校を卒業見込みの者又は卒業した者については、県内からの入学志願者と同様に取り扱う。
- (4) 転勤による県外からの一家転住その他やむを得ない事情により所定の期間内に願書提出ができなかった者については、金沢市教育委員会において審査の上、特例として出願を認めることがある。
- (5) (4)の特例措置による出願をする場合は、関係書類を整え中学校長を経て金沢市教育委員会に申請し、許可を受けた後、その入学志願許可書を添えて、本校へ出願することができるものとする。
なお、その出願期間は、平成29年2月24日(金)から同月28日(火)午後3時までとする。
ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。

12 帰国生徒及び外国人生徒の出願

- (1) 中学校に在籍する帰国後3年未満(外国人生徒にあっては、入国後3年未満)の生徒が出願する場合は、入学願書に海外在住状況説明書を添えて、出願手続を行うものとする。
- (2) 外国の中学校を卒業見込みの者又は卒業した者が出願する場合は、海外在住状況説明書を添え、県外からの出願の手続に準じて行うものとする。

13 学力検査において特別な配慮を必要とする生徒の申請手続等

- (1) 学力検査において特別な配慮を必要とする者は、入学願書出願開始日までに、学力検査に関する特別配慮事項申請書により中学校長を経て本校校長に申請するものとする。
- (2) 本校校長は、金沢市教育委員会と協議の上、配慮事項について中学校長に通知するものとする。
- (3) 特別な配慮事項については、石川県教育委員会が定める平成29年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項の例による。

14 推薦入学

次の学科について実施する。

- (1) 募集人員 60人

学 科	募 集 人 員
機 械 科	20人
電 気 科	10人
電 子 情 報 科	10人
建 築 科	10人

土 木 科	10人
-------	-----

(2) 出願資格

推薦入学を志願できる者は、平成29年3月に県内の中学校を卒業見込み又は修了見込みの者で、次に掲げる要件を満たし、合格の内定を得た場合に入学を確約できる者とする。

- ア 当該学科を志望する動機及び理由が明確かつ適切であること。
- イ 当該学科に対する適性、興味及び関心を有すること。
- ウ 調査書に優れた点や長所の記録を有すること。
- エ 中学校長の推薦を得た者であること。

(3) 出願方法及び出願手続

ア 出願は、1人1学科に限る。

イ 推薦入学を希望する者（以下「推薦入学志願者」という。）は、所定の推薦入学願書（以下「推薦入学願書」という。）に入学検定手数料2,200円を添え、中学校長を経由して本校校長に提出する。

なお、入学検定手数料の取扱い及び郵送による出願については、3の(3)に定めるところによる。

ウ 中学校長は、推薦入学願書、推薦書、志願理由書及び調査書に推薦入学願書送り状を添えて、本校校長に提出するものとする。

なお、成績一覧表は、平成29年2月28日（火）から同年3月2日（木）までに本校校長に提出すること。

(4) 出願期間

出願受付期間は平成29年2月2日（木）から同月6日（月）までとし、期間中の受付時間は午前9時から午後4時までとする。ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。また、郵送によるものは簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

(5) 面接

ア 面接は、平成29年2月9日（木）に推薦入学志願者の全員について、本校において次により行う。

9：00～9：30	9：30～9：45	10：00～
受 付	氏名点呼及び注意事項伝達	面 接

イ 面接開始時刻に遅れたときは、本校校長に届け出て、その許可を受けなければ面接を受けることができない。

ウ 面接日時に面接を受けなかった場合には、追面接は行わない。

(6) 推薦入学者の選抜

ア 推薦入学志願者に対しては、教科の学力検査を行わない。

イ 本校校長は、中学校長から提出された推薦書、志願理由書及び調査書並びに面接の結果を資料として総合的に判断し、推薦入学合格内定者（以下「合格内定者」という。）を決定する。

(7) 合格内定者数の公表及び選考結果の通知

ア 平成29年2月14日（火）午前10時に、本校内において学科別合格内定者数を公表する。

イ 本校校長は、推薦入学選考結果通知書を作成し、平成29年2月14日（火）に各中学校長に送付する。

なお、合格内定者には、合格内定通知書を中学校長を通じて交付する。

(8) 合格者の発表

合格の内定を得た者について、平成29年3月15日（水）正午に、本校内において一般入学の合格者とともに発表する。

(9) 選考に漏れた者の取扱い

選考に漏れた者の取扱いについては、平成29年度石川県公立高等学校推薦入学実施要項の例による。この場合において、入学検定手数料（現金）の取扱いについては、中学校長を通じて返却するものとするが、当該者が再度公立高等学校の一般入学に出願しない場合は、本校に当該入学検定手数料を納入するものとする。

15 その他

(1) 詳細については、石川県教育委員会が定める平成29年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項、平成29年度石川県公立高等学校全日制の課程入学志願者取扱要項及び平成29年度石川県公立高等学校推薦入学実施要項による。

(2) 入学願書及び本校の募集案内は、各中学校へ送付する。また、郵送を希望する者は、宛先を明記し、250円分

の切手を貼り付けた返信用封筒(角形2号)を同封して、本校へ直接申し込むものとする。

(3) 入学者募集に関する問合せ先

金沢市立工業高等学校(石川県金沢市畝田東1丁目1番地1)

電話(076)267-3101(郵便番号920-0344)

消 防 局 公 告

金沢市消防団火災防御訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成28年11月1日

金沢市消防長 小 谷 正 利

場 所	金沢市中央消防署管轄区域内(法島町地内)
日 時	平成28年11月13日(日) 午前8時30分から午前9時まで
場 所	金沢市駅西消防署管轄区域内(大浦町地内)
日 時	平成28年11月13日(日) 午前10時から午前10時30分まで
場 所	金沢市金石消防署管轄区域内(大野町4丁目地内)
日 時	平成28年11月13日(日) 午前11時から午前11時30分まで

平成28年(2016年)11月1日 印刷
平成28年(2016年)11月1日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄